

住民説明会（第7回）

日時：平成27年4月16日（木）10：30～12：30

場所：城東区民ホール

（司会）

おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから特別区設置協定書についての住民説明会を開催いたします。開催にあたりまして、大阪府市大都市局長の山口よりご挨拶を申し上げます。

（山口大阪府市大都市局長）

おはようございます。大阪府市大都市局長の山口でございます。失礼して、この場からご挨拶をさせていただきます。本日は本当にご多忙の中、特別区設置協定書についての説明会にご来場いただきまして本当にありがとうございます。また、平素から大阪市政の推進につきまして、格別のご協力を賜っておりますことに対しまして、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

この説明会は、先月3月13日に大阪市会、3月17日に大阪府議会でこの特別区設置協定書が承認をされまして、来たる5月17日に大阪市における特別区の設置についての住民投票が行われます。このことから、大都市地域における特別区の設置に関する法律という長い名称を得ておりますが、この法律に基づいて大阪市長が行う説明会でございます。したがって、本日は橋下市長も出席をして、後ほど直接皆様方にご説明をさせていただきたいというふうに考えておりますけれども、その前にまずわれわれ事務局のほうから皆様にお配りしておりますパンフレットに基づきまして、この特別区設置協定書の内容を、すなわち新しい大都市制度の内容についてご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

ただ、最初にお断りを申し上げておかなければなりませんけれども、この特別区設置協定書に記載する内容については、例えば、この住民サービスがこういうふうに充実しますでありますとか、あるいは新しいまちづくりをこのように進めますとかいった、いわゆる将来計画と言われるような、そのような内容のものではありません。この特別区設置協定書に記載している内容というのは、住民サービスをどうしていくのか、新しいまちづくりをどうしていくのか、これを決める自治体、すなわち役所の仕組みをどのようにしていくのか、そういうような内容について記載しているものでございます。

具体的には現在270万人という人口を持つ政令市である大阪市を35万人から70万人の5つの特別区として、それぞれに皆さんに選ばれた公選区長、府区議会を置くということ。それともう1つは今まで大阪市と大阪府、両方が担ってきた役所の中に広域行政という分野があるのでありますが、この広域行政の分野を両方担ってきたものを大阪府に一元化す

ること。本当に自治の仕組みをどのようにしていくかということなのですけれども、今後、これから皆様方にサービスを提供する役所というものをどのようにしていくのか。そういうものを記載した内容でございます。

そういう意味で今までにないものがございますし、馴染みのない行政用語もたくさん出てまいります。そういう意味でご理解をいただくことが非常に難しい部分もあろうかというふうに思っておりますけれども、本日は 2 時間という限られた時間ではございますが、われわれ皆様方の住民投票に際しての判断の一助になるように、できるだけ分かりやすい説明に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

最後に、種々の都合により壇上からの説明であること、また入場の際に金属探知機での検査など、たくさんのご不自由、あるいはご不快な思いをされた方もおられるかと思っておりますけれども、こういう面についてお詫びを申し上げますとともに、来たる 5 月 17 日の住民投票には必ず投票に行ってくださいようお願いを申し上げます、最初のご挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、本日の出席者をご紹介します。事務局からの説明者、府市大都市局制度企画担当部長の手向でございます。

(手向大阪府市大都市局制度企画担当部長)

手向でございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

事務局からの説明の終了後に橋下市長と奥野城東区長が参ります。わたくしは本日司会進行を務めさせていただきます大都市局組織体制担当課長の小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日の日程についてご説明いたします。はじめに、説明パンフレットを使いまして事務局から概ね 30 分で説明をいたしまして、その後市長が参りまして、スライド等を使って協定書に関する説明を行います。最後に、会場からの質疑応答を行うということで予定しておりますので、よろしくお願い致します。終了は 12 時 30 分を予定しておりますので、よろしくお願い致します。

お手元の資料をご確認ください。39 ページものの冊子、「特別区設置協定書について(説明パンフレット)」という冊子でございます。A3 の用紙一枚物で両面刷りになっておりますけれども、協定書に対する意見をまとめた資料、両面でございます。A4 の紙一枚物で皆様へのお願いを記載した一枚物でございます。お取り忘れの方がいらっしゃいましたら、手を挙げて係員の方にお申し付けください。

続きまして、繰り返しになって恐縮でございますけれども、開催にあたってのお願いを

申し上げます。会場内では飲食、喫煙はできません。ペットボトルはカバンにしまっただけいただきますようにご協力をお願いします。携帯電話、スマートフォンは電源をお切りいただくかマナーモードに設定の上、通話をご遠慮ください。本日の住民説明会はネット中継用と記録用にビデオカメラで撮影しておりますのでご了承ください。また、お配りしております「皆様へのお願い」にもお示ししておりますけれども、進行の妨げになるような行為、他の来場者の方々にご迷惑になるような行為はご遠慮ください。注意しても迷惑行為をおやめいただけない場合はご退出いただくことがございます。限られた時間の中で円滑に説明会を進めるために皆様のご理解、ご協力が必要となりますので、何卒よろしく願いいたします。

それではまず、説明パンフレットを使いまして事務局よりご説明申し上げます。前のスクリーンにもパンフレットの該当ページを映し出しますので、よろしくをお願いします。それでは、手向部長よろしくをお願いします。

(手向大阪府市大都市局制度企画担当部長)

それでは、説明パンフレットを基に協定書について説明させていただきます。失礼して座って説明させていただきます。まず、3ページから4ページの見開きを開いていただきたいと思います。

協定書のイメージでございます。ページ左の部分の現在の欄のいちばん端っこのところにまず国におきまして、大阪市などの大都市における住民自治の拡充や二重行政の問題が現在議論されているところでございます。

具体的に大阪府で申しますと、薄い黄色の部分ですが、一人の市長では270万人市民の声にきめ細かく対応するのは難しく、それぞれの地域の実情を汲んだ施策展開よりも、市一律の住民サービスが行われているのが現在の状況です。また、大阪市と大阪府の両方が広域機能の枠、ピンクの部分ですが、ここに記載しておりますような産業、港湾などの事業を全域に都市化が進んだ狭い大阪府の中でそれぞれ別々に行っている状況です。

これを真ん中から右に記載していますように、産業、港湾などの広域機能を大阪府に移し、この広域機能を大阪府に一元化することで右下の薄い緑の部分ですが、大阪都市圏の広がりを踏まえ、大阪トータルの観点から大阪の成長、都市の発展などを推し進めていく。

そして、これら広域機能以外の上のオレンジの部分になりますが、住民に身近な福祉や教育などの仕事を担う基礎自治体として、35万人から70万人の5つの特別区を新たに作ります。

これにより、市長に任命された職員区長ではなく、住民に選ばれた5人の区長、区議会のもとで、住民の声をより身近に聞いて、市一律でない地域の実情や住民ニーズに応じたサービス提供を行っていく。

これが、これから説明する協定書のベースとなる基本的な考え方でございます。

それでは、順次、協定書の内容などにつきましてご説明いたします。6ページをご覧ください

だきたいと思います。

まず、内容の説明に先立ちまして、基本的な用語の意味として、「特別区」「特別区設置協定書」について説明し、引き続いて「今後のスケジュール」をご説明いたします。

まず、「特別区とは」という部分をご覧ください。「特別区」は、市民の皆様による選挙で選ばれた区長、区議会議員で運営されることになり、自ら税を徴収し、予算を編成して、それぞれの区ごとに独自の施策を行うことができます。

これに対して、現在皆さんがお住まいの区は「行政区」といいますが、区長は市長が任命する職員であり、区ごとの議会はありません。また、自ら税を徴収し、予算を編成するなどの権限も持っておりません。

その下に「協定書とは」という部分をご覧ください。

特別区設置協定書は、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づきまして、特別区が設置される日、5つの特別区の名称と区域、「特別区」が担う仕事と「大阪府」が担う仕事はどうなるかなど特別区の設置に際して必要となる事項を記載したものでございます。

その下の下段、「今後のスケジュール」についてご説明いたします。特別区設置の賛否を問う住民投票につきましては、5月17日曜日に大阪市民の方を対象に実施されます。

この住民投票で、特別区設置について賛成の票数が有効投票の半数を超える場合は、平成29年4月に特別区が設置されることとなります。反対の票数が有効投票の半数以上の場合は、特別区は設置されません。

7ページをお開きいただきたいと思います。

次に、協定書ができるまでの背景・経緯について、ご説明いたします。ページ中ほどの囲みの部分をご覧ください。

平成24年4月から、大阪府と大阪市の条例に基づいて「大阪にふさわしい大都市制度推進協議会」を設置し、国に先駆けて、大阪から、大阪にふさわしい大都市制度について議論を行いました。その下の参考の部分でございますが、こうした中、平成24年8月には、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」、いわゆる「大都市法」が制定されました。下段の囲みをご覧ください。この「大都市法」の規定に基づき、平成25年2月に「大阪府・大阪市特別区設置協議会」が設置され、23回にわたって議論を行い、平成27年1月に協定書案が取りまとめられました。その後、2月に総務大臣から協定書案について「特段の意見はありません」と回答をいただき、3月には府・市両議会において承認されたところ です。

続いて、協定書の具体的な内容をご説明いたします。ページ右側の8ページの上の部分です。

まず、1つ目の「特別区の設置の日」の部分をご覧ください。先ほども申し上げましたが、住民投票で特別区設置について賛成の票数が有効投票の半数を超えた場合は、29年4月1日に、現在の大阪市域に5つの特別区が設置されることとなります。

続きまして、その下の2番、「特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数」について、ご説明いたします。真ん中の地図とその下の表の部分をお示ししておりますので、そこをご覧ください。

まず、特別区の名称につきましては、「大阪府・大阪市特別区設置協議会」において、シンプルで分かりやすい名称ということで、北区・東区・南区・中央区とされたところです。なお、湾岸区につきましては、ベイエリア地域としての将来性を考え、湾岸区とされたところでございます。

それぞれの特別区の区域については特別区設置協議会において、それぞれの区が歩んできた歴史や住民の皆さんの移動・交流手段となる鉄道網の状況、住民に身近なサービスを将来にわたって安定的に担うに足る人口規模・大きさを備えているかなどの観点から、それぞれ地図に色分けしたエリアと決定されたところでございます。

なお、住之江区につきましては、咲洲・南港地域は港湾関連施設との一体性などから湾岸区、それ以外の区域は、町会や小中学校区などの住民のつながりを踏まえ、南区となったところでございます。

次に、本庁舎の位置でございます。特別区設置協議会におきましては、住民の皆様からの近さ、それから交通の利便性などの観点から、北区は現在の大阪市役所本庁舎、地図で言いますと赤く囲っている部分でございます。それから、湾岸区は、現在の港区役所。東区は、現在建て替え中のこの城東区役所。南区は現在の阿倍野区役所です。

中央区につきましては、知事、市長及び議員からなる特別区設置協議会の議論におきまして、総合的な判断によって現在の西成区役所となりました。

各特別区議会の議員の定数については、表の中に入っておりますが、現在の大阪市会の議員数と同じ86名を、北区が19人、湾岸区が12人、東区が19人、南区が23人、中央区が13人と割り振る形で決まったところです。また、議員報酬につきましては、市条例に規定する報酬額の3割減となっております。

最下段の枠囲みの「ひとくちメモ」の部分に、現在の24区役所などの扱いを記載しております。現在の24区役所及び出張所などはすべて特別区の本庁舎や支所等として残り、現在の窓口業務などを行うこととしています。住民の皆さんの利便性が損なわれることはありません。

次に各区の概要についてご説明いたします。ページをおめくりいただきまして、9ページから13ページに各区の概要が記載されております。先ほどの説明と少し重複する部分がございますが、それぞれの特別区の区域、本庁舎、区議会議員の定数などを記載しております。

あわせて本庁舎とともに、支所等につきましてもその位置を示しております。引き続き、現在の区役所などが支所等として残ります。

また、それぞれのページの最下段の部分に主要な統計数値を記載することで、それぞれの区がどのようなものになるかをお示ししているところでございます。

9 ページで申しますと、「北区の概要」ということになりますが、現在の大阪市役所が本庁舎、それから現在の都島区役所、北区役所、淀川区役所、東淀川区役所、福島区役所、そして、東淀川区役所の出張所が支所等として残ることになります。また、北区は、最下段に記載している主要統計でございますが、昼夜間人口比率が 153%と、住んでいる方々より通勤などで通っている方々が多い特性を示しております。また、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が 69.4%と高い数値になっています。さらに、上段の地図からも、都心へのアクセスも充実しており、大阪経済の中核機能を担うビジネス都市としての性格が強い特別区と言えます。

右側の 10 ページにつきましては「湾岸区の概要」でございます。湾岸区は現在の港区役所が本庁舎、現在の此花区役所、大正区役所、西淀川区役所、そして現在の住之江区役所の南港ポートタウンサービスコーナーが支所等として残ることになります。湾岸区は、最下段の主要統計の中では工業出荷額が 1 兆 2,000 億円ということで、5 区の中でもっとも大きなものとなっております。上段の地図からも、大きく海に開かれ、国内屈指の国際貿易港である大阪港を有し、西日本の物流の拠点としての機能を担っています。こうした工業の集積、高い港湾機能にウォーターフロントとしての魅力を兼ね備えた特別区と言えます。

11 ページをお開きいただきたいと思います。ここの城東区を含みます「東区の概要」でございます。東区の場合、現在建設中の城東区役所が本庁舎となります。それから、東成区役所、生野区役所、旭区役所、鶴見区役所が支所等として残ることになります。東区の主要統計で申しますと、生産年齢別人口比を見ますと、15 歳未満が 12.7%、65 歳以上が 23.6%とそれぞれ高く子育て世帯や高齢者の皆さんが多く住む地域であることが分かります。あわせて、多くの中小企業が集積した地域でもあり、地域コミュニティに根ざした定住魅力と多くの中小企業の立地という特性をあわせ持った特別区と言えます。

右の 12 ページをご覧くださいと思います。「南区の概要」でございますが、南区は現在の阿倍野区役所が本庁舎となり、平野区役所、住吉区役所、東住吉区役所、住之江区役所、そして東住吉区の矢田出張所、平野区の加美出張所などが支所等として残ることになります。南区は、主要な統計で申しますと、年齢別人口比を見ますと、東区と同様に、15 歳未満が 12.9%、65 歳以上が 24.4%とそれぞれ高い数値となっております。子育て世帯や高齢者の皆さんが多く住む地域であることが分かります。あわせて、あべのハルカスをはじめ、新しい商業施設や学生が集う大阪市立大学、住吉大社などの歴史ある神社、環濠集落など歴史と新しいものが融合した都市魅力あふれる定住魅力のある特別区となっております。

ページをおめぐりいただきまして、13 ページの中央区でございます。中央区は現在の西成区役所が本庁舎となり、現在の中央区役所、西区役所、天王寺区役所、浪速区役所が支所等として残ることになります。主要統計で申しますと、商業販売額が 18 兆 8,000 億円と 5 区の中では最も高く、5 区内の都市の中でも有数の金額を誇っております。また昼夜間

人口比率が237%と極めて高く、さらに高等学校、大学などの教育機関も多く立地する、多くの人が集まる西日本屈指のビジネス、商業が盛んな特別区と言えます。

最初に協定書のイメージのところでご説明いたしましたが、こうした各区それぞれの特性を踏まえて、特別区それぞれの実情や住民ニーズに応じたサービスを5人の区長、区議会のもとで提供していくことになるものでございます。

右側の14ページをご覧ください。「町の名称」についてです。現在の行政区の名称は、地域の歴史や文化を踏まえて長年使用されてきたもので、特別区の町名を定めるにあたっては、原則、新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間現在の行政区名を挿入することを考えています。

東区で具体的に例を申しますと、例えば現在の城東区中央でありますと東区城東中央という形になります。東成区深江北を東区東成深江北ということなどでございます。そういったことを考えております。

今後、最下段の「ひとくちメモ」欄をご覧ください。特別区の設置が決まった場合には、例えば町単位で現在の町名の前には行政区名を追加するかどうか、市民の皆さんのご意見をお聞きして決定してまいります。

続きまして、15ページをお開きいただきたいと思えます。「特別区と大阪府の事務の分担」でございます。ここでは、特別区と大阪府が行う事務、これからは「仕事」という言い方をさせていただきますが、その役割分担を示しております。

この仕事の役割分担が特別区のしくみづくりの根本となるものでございます。仕事に応じて後ほど説明する職員体制、つまり人をどうするのか。特別区と大阪府でどのように税源、つまりお金を配分し、調整するものなのかなどが決められるということでございます。

まず、「基本的な考え方」の部分をご覧ください。現在、大阪市は保育や保健所、小中学校など住民に身近な仕事とあわせて広域交通基盤の整備や成長分野の企業支援などの広域的な仕事もあわせて行っています。この広域的な仕事の部分につきまして、大阪府との間で二重行政の問題といったことが言われております。広域的な仕事を大阪府に一元化して、国で議論されているいわゆる二重行政の問題を解消し、大阪府が大阪全体の成長などに関わる仕事を行うこととします。そして、特別区では選挙に選ばれた区長、区議会のもと、先ほど説明いたしましたそれぞれの区の特色などに応じて住民に身近なサービスが提供されることとなります。

大阪府と特別区で仕事をきっちり分けて役割分担を明確にするということでございます。これまで、大阪市が大阪府と同様に担ってきた交通基盤整備などの広域的な仕事は大阪府で担うこととなります。したがって、特別区は住民に身近なサービスを担うことになり、大阪府と同様の広域的な仕事の負担を負うことはなくなります。

現在、大阪市が行っている仕事は、大阪府と特別区が行うこととなります。その際、大阪市の仕事の引き継ぎにあたって現在の大阪市のサービス水準は維持されることとなります。つまり、現在の大阪市が行っている仕事の担い手が大阪府と特別区に変わります

が、現在の大阪市のサービス水準は変わりません。

ページの下の事務分担のイメージや右のページの特別区と大阪府の主な仕事の分担はまた後ほどご覧いただきたいと思います。

それから、ページめくっていただきまして 17 ページをお願いいたします。「職員の移管」でございます。ここでは特別区と大阪府の職員体制に関する考え方を示しています。

上段囲みの「基本的な考え方」に記載しておりますとおり、特別区と大阪府は仕事の役割分担に基づき、それぞれがきっちりサービスを提供できるよう最適な職員体制を整備します。

中段以下の「職員の移管（イメージ）」の部分をご覧いただきたいと思います。平成 29 年の特別区設置直前の職員数は大阪市と大阪府をあわせて概数で左下の記載のとおり、7 万 7,100 人と見込んでおります。その右の記載にございますが、特別区設置当初には特別区、一部事務組合、大阪府の合計で 7 万 7,300 人という形に増える見込みです。これは、現在の大阪市の職員構成において技能労務職員が非常に多く増えており、特別区の職員体制を整備するにあたり、技能労務職員以外の事務職員などの増員をする必要があると見込んでいることによるものです。その後、行政改革などにより職員の効率化を進め、同じく概数で 7 万 5,600 人になると見込んでおります。

次に、右側の 18 ページの「特別区の行政組織（イメージ）」というものをお示ししております。組織の名称はあくまでもイメージで仮称ですが、5 つの特別区においては選挙で選ばれた区長のもと、危機管理や教育などの部局を備えた行政組織が整備され、地域の実情に応じ独立した自治体運営がされることとなります。

また、これまで区役所などで担ってきた住民サービスの窓口は特別区になっても現在の 24 区役所や出張所などで引き続き行いますので、住民の皆さんの利便性が損なわれることはございません。

続きまして、19 ページをご覧ください。「税源の配分・財政の調整」についてご説明いたします。上段の水色の部分をご覧いただきたいと思います。税源の配分とは、税金の種類ごとに特別区の税金なのか、大阪府の税金なのかを決めることです。財政の調整とは仕事の役割分担に応じて、それぞれがきっちりサービスを提供できるよう必要な財源、ここからは「お金」という言い方をしますが、これを特別区と大阪府に分けることです。あわせて、各特別区に配るときに、特別区ごとで収入に大きな差ができないように調整することです。「基本的な考え方」に記載していますが、財政調整を行うことで、各特別区で子育て支援や児童相談所など必要なサービスを提供できるお金を確保し、各特別区間の税収入の格差ができるだけ生じないようにします。これにより、お金の面からもサービス水準が維持されます。あわせて大阪府には大阪市から移される大阪城公園のような大規模公園や広域的なまちづくりなどの仕事に応じたお金を配分します。これはあくまで、市から大阪府に移される仕事に必要なお金が配分されるということであり、大阪市から大阪府にお金だけが移るといったものではありません。

その下の枠囲みの部分にこれら特別区と大阪府に配分するお金は大阪府の特別会計で管理し、その配分割合は特別区設置後 3 年間は毎年、その後は概ね 3 年ごとに大阪府・特別区協議会、仮称でございますが、ここで検証します。その際、大阪府が受け取るお金について大阪市から移される仕事に使われているかどうかを検証することになります。

「特別区の財源イメージ」をご覧ください。皆様から納めていただく税金につきましては、大阪市から大阪府に移した仕事に使用されるものを除き、特別区のサービスに使われることになります。そのイメージが表で表されております。

次に 21 ページをお開きいただきたいと思えます。「大阪市の財産の取り扱い」についてご説明いたします。ここでは市民の皆様が日頃から利用している施設をはじめ、現在大阪市が持っている株式など、様々な財産が特別区に引き継がれるのか、それとも大阪府に引き継がれるのかを記載しています。「基本的な考え方」に記載しておりますが、まず、学校や公園など住民サービスを進めるうえで必要な財産は特別区と大阪府の仕事の役割分担に応じてそれぞれ引き継がれることになります。これまで大阪市が提供してきたサービスをこれからは特別区と大阪府が提供していくことになります。サービスの提供者が変わるだけで市民の皆さんが日頃から利用している施設が使えなくなることはありません。これまでどおり、当然使えます。

次に、株式や大阪市が様々な目的のために積み立ててきた基金、いわゆる貯金などがございますが、これは大阪府が担う仕事にどうしても必要なものを除きまして特別区に承継されることになります。

その下の枠囲みの部分をご覧ください。例えば、高等学校などの財産は大阪府に引き継がれますが、将来それらの大阪府の仕事が終了した場合にその財産をどうするか、その取り扱いについては大阪府・特別区協議会（仮称）で協議します。その際にもともと市民が築き上げてきた財産であることを十分踏まえて考えていくことになります。

次に 23 ページをご覧ください。「大阪市の債務の取り扱い」についてご説明いたします。ここでは大阪市がお金を支払う義務、つまり債務をどうするのかを記載しています。債務の主なものは大阪市債、いわゆる借金ですが、「基本的な考え方」に記載していますように、大阪市債は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は仕事の役割分担に応じて、大阪府と特別区が負担します。

この大阪府と特別区の負担額は先ほど説明しました財政調整などによって必要なお金が確保されます。これにより、これまでの債務は確実に返済されます。

続きまして、その右隣のページ、24 ページをご覧ください。10 番の一部事務組合、機関等の共同設置についてご説明いたします。上段の水色の部分ですが、「一部事務組合、機関等の共同設置」とは 5 つの特別区が連携して、効果的、効率的に仕事を行う仕組みのことでございます。

一部事務組合については、5 つの特別区の区長や区議会議員がメンバーとなって運営されるものでございます。こうした仕組みを使って大阪府内でも 31 の一部事務組合が様々な

仕事を行っており、長年にわたって安定的に運営されてきております。中ほどのグリーンの部分ですが、今回5つの特別区が一緒になって作る一部事務組合で行う仕事は平成30年に都道府県に移す方向で関係法案が国会で議論されています国民健康保険事業や1つに集約して処理する方が効率的なコンピューターシステム、そして、中央体育館の管理などでございます。あくまで特別区が担う仕事は各特別区において行うことが原則であり、一部事務組合で行う仕事は全ての仕事のうち約7%だけになっています。

次に25ページをご覧ください。11番の「大阪府・特別区協議会（仮称）」についてご説明いたします。大阪府・特別区協議会（仮称）とは、大阪府と特別区が特別区において必要な住民サービスを提供できるよう話し合う場でございます。中段の「協議会（仮称）のすがた」をご覧ください。東京にも同様の協議会がありますが、メンバーは東京都知事、副知事と職員に23区長の中から選ばれた8人の区長となっています。これを大阪では大阪府知事と5つの特別区の全ての区長を基本メンバーとします。そして、これまで説明してまいりました特別区の仕事に必要なお金を確保、配分や大阪府が引き継ぐ財産について大阪府の仕事が終了した場合にどう取り扱うかなど、特別区にとって大事なことについて話し合っていくこととしています。あわせてこれも東京にない仕組みですが、スムーズな調整を図るため有識者などで構成する第三者機関を設けることとしております。

26ページをご覧ください。「各特別区の長期財政推計（粗い試算）」についてご説明いたします。上段の黄色い部分の推計の目的、位置づけ、まとめの部分をご覧ください。この財政推計は現在の大阪市のサービスを前提に特別区を設置した場合に5つの特別区それぞれの財政運営が可能かどうかを検証するために作成したものです。この推計は税収の伸び率など、一定の前提条件を設けた上で行った粗い試算であることから、それぞれの数値については相当の幅を持って見ていただく必要がありますが、推計結果からは特別区の財政運営は十分可能ということになっております。

その下の枠囲みに記載していますが、特別区全体をあわせた推計は下のグラフにあるとおりです。財源活用可能額、下の方のグラフですが、財源活用可能額とは、使うことができるお金の額という意味ですが、それぞれそれが徐々に拡大して平成45年度には約292億円、29年度から45年度までの累計では約2,762億円となる見込みです。この財源活用可能額を利用して各特別区は今までの仕事を拡充したり、サービス水準を良くしたり、住民の皆さんが必要としている新しいサービスを行うことができます。

次の27から29ページで5つの特別区、それぞれの財政推計を示しています。東区の場合は、28ページの上段の部分に記載しておりますので、またご覧いただきたいと思っております。

それから、ページをめくっていただきまして、最後になりますが、31ページ、32ページのところでございます。皆さんからよくある質問とそれに対するお答を載せております。よくある質問ということで、例えば「特別区になっても住民サービスは維持されるの？」「これまで納めてきた税金や水道料金などは高くなるの？」「これまでの地域のコミュニティや地域の行事などはなくなるの？」といった皆様の疑問につきまして、8つ問いを設けまして

答を記載しております。これも後ほどご参照いただければというふうに思います。

以上で事務局からの説明の方を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(司会)

ここで、市長と城東区長が参りましたのでご紹介いたします。橋下徹大阪市長でございます。奥野隆司城東区長でございます。それでは、市長より協定書の内容等につきましてご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

(橋下市長)

今日はお忙しい中、このようにお集まりいただきまして本当にありがとうございます。多くの皆さんにお集まりいただきまして本当にありがとうございます。また、日頃より大阪市政にご協力いただきましてありがとうございます。

今日は特別区設置、いわゆる大阪都構想について、大阪市役所としての説明をさせていただきます。着席させていただきます。

まず、冒頭に今回のこの説明会には自民党、民主党、公明党、共産党の議員にも参加を求めましたが断られたということをお伝えしておきます。僕の見解が一方的にならないように参加を求めたのですが、それぞれの各会派の議員、各政党の議員は参加をしないということを決められたようです。それから、お手元に配られた資料なのですが、今賛成側、これは政党としては維新の会、反対側はそのほかの政党、賛成、反対が今いろいろなことを言っておりますが、このパンフレットは大阪市議会、府議会で承認をされた資料です。ですから、維新の会のまたタウンミーティング等で、僕がいろいろまた維新の会代表として使っている資料、あれは維新の会で作っているものですし、反対派の方も皆さん独自でいろいろな資料を作られていますが、今、大阪市議会、大阪府議会で唯一議会で可決をされたその資料というものがこのパンフレットでありますので、今日の僕の説明もこのパンフレットに基づいて、そしてまた客観的なデータのみに基づいて説明をさせていただきます。繰り返しになりますが、賛成派、反対派、いろいろなことを言っていると思いますが、唯一、府議会、市議会で今了承されているのはこのパンフレットだということもまずご認識いただきたいと思います。

まず、最初なのですけれども、これから話す内容について決めたいと思いますが、ちょっとお聞かせ願いたいのですが、正直に教えてください。今の大都市局からの説明でよく分かったという方、どれくらいいらっしゃいますか。何となく分かったという方はどのくらいいらっしゃいますか。まだよう分からんという方は。さっぱり分からんという。分かりました。では、説明をさせていただきます。

まず、この特別区設置、いわゆる大阪都構想というものは、これは解決策なんです。解決策です。解決策ということは何を解決しなければいけないのか、そこに目的というものがあるわけです。この目的、なぜこのような解決策を僕が大阪市長として提案をしたのか。

まずはその提案理由、またこの解決策で達成しようとしている目的、ここをしっかりと理解していただかないと、結局これは何のためにやるのだということになってしまいますから、この解決策、まさにこの特別区設置、いわゆる大阪都構想を何の目的で提案したのか。その提案理由について説明をさせていただきます。

そして皆さんには、提案理由が本当に正しいのかどうなのか、合理的かどうか、いや、橋下、お前そんな目的を掲げているけれども、それ自体はもうおかしいよということであれば、そもそも今回の特別区設置いわゆる大阪都構想、反対と、こんなのいらぬということになるでしょう。僕が今から述べる、目的、問題意識、これによって解決する目的、提案理由、これがおかしいということであれば、反対となるでしょう。

仮に僕の問題意識がそうだよねと、やっぱりそこは、大阪は問題があってこれ解決しなきゃいけないよねというふうに皆さんがもし感じられても、ではそれを達成するために本当にこの特別区設置、いわゆる大阪都構想というものが、それはふさわしいのかどうなのか。この特別区設置、いわゆる大阪都構想というものは、役所を一から作り直す話ですから、いや、橋下、お前そういう問題意識持ったとしても、今の役所のまんまでも大丈夫ではないのというふうに考えられると、またこれも特別区設置、いわゆる大阪都構想については反対という考え方になると思います。ですから、この解決策で何を解決しようとするのか、その目的です。その提案理由が非常に重要になってきますので、その点についてまず説明をさせていただきたいと思います。

僕は大阪府知事、大阪市長という立場で仕事をやってきました。そこで、大阪について非常に重要な問題意識を持っております。どういう問題意識かと言いますと、今の大阪府庁と大阪市役所、仕事の整理が本当できていないなと、このことによって様々な不都合、市民の皆さんに対するいろいろな負担をかけてしまっているなあと、その目的意識がまず第一です。僕の目的意識と提案理由についてはパンフレットの1ページ、2ページ目に記載しておりますので、これはまた僕が今日話した後にご覧になっていただければと思います。

では、まず、問題意識の1つ目ですが、二重行政という問題です。こちらの大阪府、大阪府が同じようなことをやってきたと。しかも、この同じようなことというのは、大阪全体に関わる仕事を大阪府も大阪市も同じようにやってきた。これを僕は非常に問題視しています。これは今までやってきたことだけではなくて、将来もこのように同じことを大阪全体に関わる仕事を大阪府と大阪市が両方でやっていくということは、非常に無駄ではないかと。大阪全体に関わる仕事を大阪府、大阪市が同時に同じようにやっていくということは非常に無駄ではないか、問題ではないかと思っています。今あるものをいきなりあるものを全部1つずつ潰していくという話ではありません。潰していくという話ではありません。このように、2つの役所がそれぞれに、ある意味バラバラに大阪全体に関わる仕事をやるというのは非常に非効率、無駄が多いというふうに僕は考えたわけです。これは今あるものだけではなくて、将来もこういう状態をずっと続けていくということは大阪にとって非常に問題、不利益だなというふうに僕は考えました。

次、2番目。これは事業です。大阪市役所がこれまでやってきた事業でうまくいかなかったもの、これを一部列挙しています。金額を見てください。1,200億円、1,500億円、1,500億円、まあ、すごい金額です。こういうことを僕はもう二度と続けるべきではない、こういう事態は非常に問題だと、これは全部皆さんの税金でこういう事業をやっとうまくいかなかったということになっております。特にこちらの土地信託というものは不動産投資です。皆さんの税を使って役所が不動産投資をしてきた。このオーク200というものは1,027億円の投資をしましたが、これもうまくいきませんでした。この事業がうまくいっていないだけではなくて、先日銀行から訴えられました。大阪市役所が。まだ損害があるから損害金を払えと。最後、裁判の結末は650億円支払うということで決着をしました。これから10年間で650億円、1年65億円ずつ皆さんの税金で支払っていきます。そして、このオスカードリームというものは商業施設の上にホテルをあわせたようなそういう建物を造りました。下の部分が商業施設、上がホテルなんですが、これは交通局がやったんですけども、225億円で事業を行いましたら失敗。先日民間企業にもう買い取ってもらいました。落札価格は8億円です。225億で建設をしたものが、民間事業者に最後落札、8億円で落札。それだけで終わっておりません。交通局の負担で、また銀行に支払わなければいけない額がこないだ確定しまして、その額、285億円です。これも交通局の負担で一括で先日支払いをしました。

こういうことを僕はもう二度と、こんなこと、こんな事態、これは大阪からこういう事態をもうとにかく止めないといけないという思いがあります。皆さんがこれまで過去、こういう事業の失敗についてどこまで市議会議員等から説明を受けていたか知りませんが、僕はこういうことを非常に問題視しております。

大阪市役所の問題だけではありません。大阪府庁も見てください。大阪府庁、こちらなんかは5,672億円。以下、この金額をよく見ていただきたいんですが、これらの事業、うまくいっておりません。皆さんは大阪市民であり、大阪府民です。大阪市役所のことだけを考えていたらダメなんです。僕は知事もやり、市長もやっていますので、大阪府民である以上は大阪市役所と大阪府庁、両方良くならないと大阪市民のためにならないというふうに考えているのが僕の問題意識です。大阪市長だけしかやっていなければ、大阪市役所のことばかり見てしまうのでしょけれども、僕は大阪府知事もやってきましたので、大阪のことを考えた場合に、大阪府庁も大阪市役所も何とかしなければいけない。トータルでこれは良くしていかなければいけないというのが僕の問題意識です。ですから、大阪市役所だけではなく、大阪府庁もこういう状況であるということもしっかり認識をしていただきたいと思います。

皆さん大阪市民の負担はどうなっているかということなのですが、次のパネル4ページです。これは二重行政と、それから様々な先ほどのいろいろな事業の失敗、うまくいかなかった事業、そういうことの結果で大阪府と大阪市が借金、これだけあるわけです。ピンク色こちらが大阪府、灰色が大阪市です。これは市民一人あたり負わされている額にしま

すと、160万円になります。市民一人あたり。色のついている方が大阪府分。灰色の方が大阪市分。皆さんは市民でもあり、府民でもあるわけですから、両方その負担を負わされることになります。

一方、東京都民一人あたりの負担額は48万4,000円。大阪市民の約3分の1以下となっております。よく見ていただきたいんですが、色のついている方が東京都の負担分、そして、灰色の部分が特別区の負担分。東京都の部分は41万9,000円、特別区の部分が6万5,000円。まさに今回提案しましたこの特別区設置、いわゆる大阪都構想というものは、この大阪市役所をこの特別区のような役所に作り変えようという提案です。この額自体についてはいろんな議論があります。東京は裕福だからお金があるのだからとかでいろんな議論がありますが、僕自身が問題視しているのは役所の役割分担です。大阪府分、大阪市分、仕事の整理がついていないので、両方過大な負担をしてしまって、結局市民の皆さんに両方の負担を負わせてしまっている。こういう大阪府庁と大阪市役所は一から作り直す必要があるというのが問題意識です。東京の方は役割分担がきちんとできています。東京都が大きな負担をして、特別区はあまり負担をしない、それは後で説明しますけれども、そういう役割分担ができています。僕は大阪府庁と大阪市役所もしっかり仕事の整理をして、役割分担をして、この東京都庁と特別区の関係、そういう関係を将来目指していきたいという思いで今回特別区設置いわゆる大阪都構想というのを提案しました。

では、このようないわゆる二重行政を、役所を作り変えることでどう止めるのか。このような役所の様々な事業の失敗、過大な負担を市民の皆さんに負わせてしまったこと、これをどう役所の作り変えで止めていくのか。これは特別区設置、いわゆる大阪都構想、これが解決策として今回僕が提案させてもらったものなんですけれども、パンフレットの3ページです。

これは大都市局からさっき丁寧に説明がありましたが、ちょっと重要なところなので繰り返し説明をさせていただきます。3ページの左側です。こちら、プロジェクターの方をご覧になっていただいても結構です。まず、二重行政の原因をこのように考えております。

今の大阪市役所というのはこの黄色い部分ですが、2つの種類の仕事を大阪市役所は持っている。1つは、これは通常の市役所の仕事。皆さんがイメージする通常の市役所の仕事です。保健医療とか、福祉、子育て支援、保育所の問題、高齢者のサポートの問題、特別養護老人ホームとか、それから教育、小学校・中学校の教育、ごみ処理、商店街活性化策、これらは通常皆さんがイメージする市役所の仕事だと思います。

それは当然大阪市役所の仕事としてやっているんですが、もう1つここが大阪市役所の特殊性なのです。広域機能と書いてあります。産業・卸売市場・地下鉄・バス・港湾・大学・病院とこれは実は通常の市役所の仕事ではありません。一般の市町村の市役所、町役場、村役場はこういう仕事はやっておりません。ある意味、大阪市役所が特殊でやっている仕事なのです。これは、一言で言えば大阪全体に関わる仕事です。

大阪市民の皆さんの日常生活をサポートする仕事というよりも、大阪全体に関わる仕事。

地下鉄なんかはそうです。地下鉄の利用者は、大阪市民は3割だけ。大阪市民以外が7割利用しています。大学もそうですね。大阪市民の学生は3割以下です。7割以上が大阪市民以外の学生。病院、これもそうですね。これは、利用率は半々くらいかも知れません。直近のデータでは半分くらいだと思うんですが、大阪市民の利用率が半分くらいで、市民以外が半分。病院によっては7割くらいが大阪市民の利用、3割が大阪市民以外、いずれにせよ、大阪市民以外もよく使っているわけです。大阪市立病院は。

それから、港。こちらなんか皆さんもう、お分かりだと思いますが、港は大阪市民だけが利用しているわけではありません。ここでいろいろコンテナが運び込まれて、そのコンテナは大阪だけではなくて大阪以外、関西全体にそのコンテナが運ばれたりしながら、大阪港というものは市民以外にもたくさん利用していると。すなわち、この広域機能の仕事というのは大阪全体に関わる仕事、もっと言えば、大阪以上に関わる仕事、市民だけを対象とした仕事ではないという仕事。これを大阪市役所がやっているわけなのです。

大阪府庁もちろん大阪全体の仕事をしています。それは大阪府庁のもともとの仕事です。ここが二重になっているということですね。

パネルの1番、さっきありました。パネル1番出ます。こちら、大阪府がやっている仕事、大阪市がやっている仕事、ここが二重だというふうに僕が言いましたけれども、それぞれが大阪全体に関わる仕事をやってしまっている。要は大阪全体に関わる仕事を大阪府庁と大阪市役所がそれぞれやっている。ここが二重行政。では、これを二重行政をなくすためにはどうしたらいいかといえば、大阪全体に関わる仕事はもう大阪府庁に全部任せましょう。大阪全体に関わる仕事は全部大阪府庁に任せたら二重行政がなくなるのではないですかというのが今回の特別区設置、大阪都構想の考え方です。

パンフレットの3ページです。こちらのように、今まで大阪市役所がやっていた大阪全体に関わる仕事をもう大阪府庁の方に全部任せてしまいたいということ、ここを見てください。パンフレットの3ページ、4ページの真ん中の下のところですが、都市経営を担う広域自治体。まさに大阪全体に関わる仕事は大阪市役所、大阪府庁でそれぞれバラバラにやるのではなくて、もうこれから新たな大阪府、これは後で説明しますが、名称については法律提案、法律改正案を出せば法律改正になればこれは大阪都という名前になりますが、新たな大阪府の方に大阪全体の仕事は全部一元化しよう、まとめよう、そうすればもう二重に、将来、将来ですね。もう将来、二重になることは絶対ないでしょうというのがこの大阪都構想の考え方です。これはかつて東京でも同じようなことが議論され、1943年、今から72年前、かつて東京も東京府と東京市でしたが、東京も1943年に東京府と東京市が合わさってできたものが東京都です。

同じような過程を踏んで、大阪市が担っていたもの、大阪全体に関わる仕事をもう大阪府庁に全部移してしまおうと、大阪全体に関わることはもう大阪府庁で一元的に一本化して仕事をやってもらえれば、もう二重になることはないというのが今回のこの大阪都構想の提案です。

そして、次、さっきの様々な事業の失敗、あれをどう役所の作り変えで止めるのかということですが、それはこちら大阪市役所の仕事をこの基礎自治機能の医療、福祉、教育、もうそこに集中させる役所にしようということです。先ほど、これは二重行政のところではありましたが、大阪市役所が持っている大阪全体に関わる仕事はもう大阪府庁に移してしまうわけですから、そうすると大阪市役所はこれから市役所の仕事として医療・福祉・教育に集中する、そういう役所にしておこうということです。このことによって今後は大阪府と同様の過大な負担はなくなるのではないかと。要は不動産投資とかそういうことにどんどん手を出すということはもうなくなるであろう。役所を一から作り直すことによって過大な負担を負わないような役所にしていこうではないかというのが今回の大阪都構想の提案です。

こちらに書いているように、この今の市役所、仕事を整理しますと。大阪全体に関わる仕事は大阪府庁に、そして今の市役所はもう保健医療・福祉・教育・ごみ処理・商店街、こういう仕事に集中することによって大きな負担を負わないようにさせてしまうと。後に説明しますが、今の大阪市役所1つだと皆さんの声を十分に聞くことができないという問題意識。これは3番目の問題意識で説明しますが、そういう問題意識から大阪市役所を5つの役所に分けて、それぞれに選挙で選ばれる区長を置いて、皆さんの声をしっかり聞きながら、そしてこちらの新しい特別区というものはもう過大な負担を負わないような役所にしておこうということが今回の大阪都構想の提案理由の1つ目です。

パネルの4番。このように今、両方が過大な負担を負っている。大阪府と大阪市が両方が過大な負担を負っている状態を仕事の役割分担、仕事の整理をすることによって、新たな大阪府庁が大阪全体の仕事を担って、そして大きな負担は大阪府庁がやる。880万人で負担をしていく。880万人で。そして、この特別区というところは医療・福祉・教育。医療・福祉・教育に集中することによって過大な負担は負わない、要は大阪府と同様の負担は負わないような、そんな役所の整理にしていこうというのが今回の目的です。

これは灰色のところを見ていただきたいのですが、確かに大阪府よりかは借金の額は少ないです。借金の額は少ない。もちろんそうです。ただ、一人あたりにすれば、大阪府分より大阪市の方が多くなってしまふ。これはもうお分かりのとおりですね。大阪府分というのはこれは880万人の負担なんです。880万人で負担をしている。しかし、この灰色の部分というのは260万人市民で負担をしているわけですから、市民一人あたりの負担に直してしまうとこれだけ大きな負担になってしまう。そこまで大阪市役所というものはこれからもずっと負担をしていく。市民の皆さんにこれだけの大きな負担を負わし続けていくのいいのかというのが問題意識の1つ目です。これを解決するために役所の仕事を整理して役所を作り変えることによってこういう負担を変えていこうと、東京都のようなこういう役割分担にしていこうということです。

問題意識の2つ目ですが、これは大阪の発展を考えたときに、特に大阪の経済発展を考えたときに、大阪全体の視点で考えるべきなのか、やっぱり大阪市中心の視点で考えるべ

きなのか。ここで大阪都構想についての賛成・反対は分かれてきます。大阪都構想賛成、これは役所の作り変えをやらなければいけないというその理由は、大阪の発展を考えようと思ったときには、これからは大阪府域全体が発展していくこと、それを目指さないと大阪の発展はないだろうと。大阪全体ですね。大阪全体。

そのために、大阪全体の発展を考えるある意味強力な役所を大阪に作らなければいけないのではないかというのが僕の問題意識の2つ目です。大阪の発展を考えるときには、大阪市を視点に置くのではなくて、大阪府域全体を見て、大阪全体を発展させていかないといけない。そして、大阪全体を発展させるためのある意味強力な役所というものが大阪に必要なのではないかというのが問題意識の2つ目です。

と言いますのは、今、大阪全体について計画をしっかりと作ってそれを実施していく役所。それは僕は知事と市長の経験上、それは大阪にないなと感じております。皆さん、「えっ、大阪府庁がその役割じゃないの？」と思われるかも知れませんが、これは違います。大阪市内のことは大阪市役所。大阪市以外が大阪府庁。こういう役割分担になっておりまして、常に大阪市役所と大阪府庁が話し合い、協議をしている決めたという経緯があります。うまくいったこともたくさんあります。

しかし、うまくいかなかったこともたくさんあります。僕はもうそういう今の大阪の状況、大阪府知事、大阪市長を経験して、今の大阪の状況を見て、やっぱり大阪を発展させるためには大阪全体を発展させる、ある意味でそこを専門に力を集中できる、そういう役所が大阪に必要なだという結論に僕は至りました。

特に、大阪市役所のこの大阪という大都市を作っていく局があるのですけれども、それは非常に優秀な力強い局です。しかし、これは大阪市役所の局ですから、大阪市内のことしか基本的には考えません。ですから、この大阪市役所のある大阪を発展させていく局、そういう組織を僕は大阪府庁の方に移したいというふうに考えております。大阪市役所の今の局、非常に優秀な部隊。でも、大阪市内を見る目しか今持っていない。それを大阪府庁に移すことによって、この大阪市役所のすごく優秀なこの組織を大阪全体も見渡せるような目を持たせたいというふうに思っています。

ですから、役所で一からの作り替えになってしまうのです。大阪市役所の非常に大阪を発展させるのに優秀な組織、だけれども大阪市内のことしか今見れていない、大阪市役所の組織ですから。それを大阪府庁の方へ移すことによって、大阪全体を見渡す目を持ってもらって、そしてこの大阪市役所の優秀な組織が大阪全体を発展させるために思う存分働いてもらいたいというふうに考えたのが今回の大阪都構想の提案理由の2つ目です。

どうということかと言いますと、例えば僕は大阪府知事をやり、大阪市長をやり、大阪全体、大阪の発展を考えようと思うと、例えば8番。こういうことを考える訳です。大阪に会社を呼んでこないといけない。今、大阪における企業数は少なくなっていますが、大阪にどんどん企業を呼び込んでこないといけない。それから、外国人観光客。外国人観光客を増やしてどんどん大阪で消費をしてもらわないといけない。もう少子高齢化時代、

人口が減ってきていますから、外国人観光客にいろいろ消費をやってもらって、大阪市が商売繁盛してもらわないといけない。大阪が商売繁盛にならないといけない。それをどうしたらいいのか。

それから、デパートの販売額。これ、今デパートの販売額っていうのは、大阪では全国で一番伸び率が高くなっていますが、これは外国人観光客の影響もあるんでしょう。これは小売業の象徴ですけども。この商取引、小売業、物を売る、そういう会社がどうやったら商売繁盛になるのか。そういうことをいろいろ常日頃考えております。

それから、これはホテルの稼働率ですけども、ホテルの稼働率も今、大阪市内、非常に稼働率が高まってきていますが、これもどうやってホテルを満杯にしていくのか。外国人、お客さんに来てもらうのか。またホテルが足りなければどうやって増やしていくのか。こういうことも常に考えています。

そういうことで、経済を活性化させることによって有効求人倍率、どうやって仕事を増やすか。大阪の中の仕事を増やすか。仕事が増えれば失業率が減ります。どうやって失業率を減らしていくのか。経済全体が活性化すると土地の値段は上がっていきます。土地の値段をわざと上げるというよりも、経済を活性化して土地の値段も上がっていくような、大阪が経済を活性化するためにはどうしたらいいのかということを常に大阪府知事、大阪市長というものは考えるわけです。皆さんの雇用を増やす。失業率を減らす。景気を良くする。こういうことを常に考えるのは、大阪府知事であり、大阪市長の仕事なんです。

では、皆さん、今言ったような様々なこと、大阪の会社を増やすとか、雇用を増やす、失業率を減らすとか、これは大阪市内のことだけを考えてこういうことが実現できるかどうか。僕は違うと、そう思いました。知事と市長の経験でそう思った。また、大阪全体で物事を考えることによって、大阪全体でどう企業を増やしていくのか。大阪全体でどう外国人観光客を増やしていくのか。大阪全体でどう小売店の販売額を上げていくのか。大阪全体でどう失業率を下げて、大阪全体でどう仕事を増やしていくのか。

大阪全体の発展の中に、この大阪市内、大阪市内に限らず、そのほかの大阪の市内、大阪の地域が発展していくと。ですから、すでに大阪全体の視点をこれから持つべきではないかというふうに思ったわけです。

その理由は、5番。なぜ大阪全体、大阪全体と言うかということ、これは大阪府の地図ですが、赤色のところが大阪市のエリアです。この青の点、点、点は事業所、企業です。経済活動をやっている主体、それがこの青の点、点、点なんです。ご覧になってお分かりのとおり、今経済活動をやっている主体はもう大阪市内の範囲を超えております。かつて大正時代とかそれくらいまで、昔、大大阪と言われていた時代には、大阪府の人口のうちの7割が大阪市内に集中していました。今は大阪市内は人口の率、3割程度です。大阪府の人口の3割程度です。人口の率は。経済活動の主体も大阪市内だけにとどまらず、その範囲を超えると、大阪府全体に広がっています。白い部分は山です。ですから、平地部分にもう全て大阪府域内の事業所、経済活動の主体が広がっているというこの状況。

そして6番。これは人の移動の状況ですけれども、大阪市内だけで人の移動はとどまっているわけではありません。今は大阪府内全体で人が行き来している、こういう状態。こういうことを見ると、物事を見る視点、経済を発展させる視点というものは大阪市内だけを見ていたらダメだろうと。大阪府域全体を見ていろいろな物事を考えて政策を実行していく。こういうことが必要なのではないかというふうに考えているわけです。

実際に、21番。では、大阪の経済を発展させるために国家戦略特区。これは安倍政権が打ち出した国家戦略特区という政策ですけれども、この大阪の中で国家戦略特区というものをいくつも設定をしております。こういうことで大阪の経済を発展させていこうとか。

22番。グランドデザイン大阪といって、様々な新大阪、大阪城、御堂筋、なんば、夢洲、中之島、こういうことで大阪を発展させていこうと。これは大阪市内のことではあるのですけれども、大阪の発展を目指していくものです。

それから、23番。こちらの大阪の成長戦略。大阪をどう経済発展させていくか。こういうことをずっと知事として市長として考えてきたわけですけれども。これらは、大阪市内の視点ではなくて、大阪府域全体の視点で考えなければいけないと僕は考えています。地下鉄なんかも見てもらいたいんですが、東京の状況、17番。これは東京の地下鉄の状況です。東京都交通局がいろいろ計画を考えながら進めているところですが、東京都交通局ですから、東京全体のことを考えています。こちらを見てください。地下鉄13号線中相互乗り入れは10路線。地下鉄13本走っているうち10本がもう乗り換えなしで私鉄とつながっているという、これが東京の状況です。広がりを見てください。

大阪。これは大阪の状況です。大阪は9本の地下鉄のうち、乗り換えなしで私鉄とつながっているのが3本だけと。これは今、大阪市交通局。大阪市役所が、今、僕が担当しています。そして、東京の場合には、これは東京都交通局がやっていることです。すぐに今日の明日、地下鉄と私鉄がすぐに相互乗り入れできるような状況ではありません。これは技術的な問題が様々ありますが、ただ、技術というものが進歩してきます。あとは地下鉄のネットワークです。技術というものは置いておいて地下鉄のネットワーク、鉄道のネットワークというものは、大阪府域全体を見て考えるものなのか、それとも大阪市内のことだけを考えていたらいいのか。僕はやはりもう地下鉄のネットワーク、鉄道のネットワークは大阪全体を見据えないといけないと考えております。

15番。これは、高速道路の状況です。右の方、東京の今の高速道路の状況で、特に赤色の部分。この部分が黄色で色を塗っていますが、これは中央環状線というものなのですが、これはこのたび開通しました。これは新宿と羽田空港が今まで40分かかっていたものが20分で移動できるようになりました。通っているところは池袋・新宿・渋谷。こんな東京のど真ん中にどうやって高速道路を通したかと思われる方はいらっしゃるかも知りませんが、これは高速道路を地下を走らせています。ものすごいです。

一方、こちらは大阪の状況。阪神高速道路の環状線の外にこれ、大和川線、これ、近畿自動車道、湾岸線、これは高速道路を整備をしているのですが、この赤色の部分、ずっと

計画は進んできませんでした。なぜかという、右側のところが大阪府担当、左側の方が大阪市担当。これですと協議が整いませんでした。今回の僕と松井知事でこれはやらないといけないということを決めまして、今回今、僕は大阪市の方で計画を進めております。なんとか僕と松井知事のところで進めようということになったんですが、できあがるまでには20年、30年かかります。今決めてもそんなものなのです。

地下鉄の問題、ちょっと東京の方を見てもらえますか。この地下鉄のネットワーク、ものすごいと思われるかもしれませんが、これも1年、2年でできているわけではありません。僕は40年前東京に住んでおりましたが、東京に住んでいたときに私鉄と地下鉄は全然連結されておりました。新宿で止まり、渋谷で止まり、池袋で止まり。みんなそういう状況だったのです。それが40年経った今、各私鉄と地下鉄が結びついている。もちろん技術的な問題とかいろいろありますけれども、こういう話、大都市というのが発展する話は、1年、2年の話ではありません。30年、40年かけてこういうものが花開いていく。

高速道路もう1回。中央環状道路、この環状線を40年前の計画が今、東京で実現したという状況です。

では、今、空港のネットワークです。東京の方ですね。大阪を発展させるためにやはり空港と都心部を結び付けなければいけない。これは成田空港、羽田空港、成田から東京まで遠い遠いと言われていましたが、今や36分で結ばれるようになっていました。もう関空に行くよりも近いのです。成田ってすごく遠いイメージがありました。これはしかも、羽田空港と直結されています。もう、鉄道で。乗り換えなしで行けるのです。93分です。相互乗り入れで。こんな状況になっています。だから羽田に行くにも、今、品川、羽田空港まで14分とか、今モノレールがありますけれども、モノレール以外にもう1本鉄道を引こうとか、そういう話が起きていますけれども、これも何十年と計画され、議論され、何十年もかかって、1年、2年で実行されるものではありません。しかし、今、徐々に徐々に東京はこういう状況になっています。

一方、大阪はどうなっているか。JR大阪駅前「うめきた」というところで今まちづくりをやっています。17ヘクタールのところを緑のまちづくりをしたいというふうに思っているのですが、これもそれまでなかなか計画が進みませんでしたので、今回僕と松井知事でこれをやろうと決めました。ただ、最短でもまちびらきができるのが、平成34年。最短でもです。でも、これを最短で公園整備とかを入れると、まだここから5年とか10年くらいかかる。そんなものなのです。そして、このうめきたというところ、JR大阪駅から今度地下鉄を1本引いて関西国際空港まで直接結ぶ「なにわ筋線」というものをやろうということ。やっとこれで計画を立てることができましたが、これも最短で平成37年、いや、もっとかかるでしょう。15年、20年くらいかかるでしょう。

大阪の発展というものを考えたときに、まちを発展させるのは10年、20年、30年、40年のそういうスパンで物事を考えていかなければいけません。それが、大阪府庁、大阪市役所でまたずっと話し合いでやればいいのかというふうにか考えるのか。話し合いでやっとう

まくいったこともあれば、全然うまくいかないこともいっぱいある。そういうことをこれからもずっと続けていくのか。それとも、もう大阪全体の発展のことを考えるのは、大阪府庁に全部任せて選挙で選ばれた府議会議員と選挙で選ばれた知事。まさに皆さんが選挙で選ぶわけですから、そのときに名称が変わっていれば大阪都議会議員、大阪都知事なのでしょうけれども、そこに大阪全体の発展を任すのだということで、スピーディーにこのまちというものを本当に変えていく必要があるのかどうかと、ここの考え方の違いです。僕はもう知事の経験をやって、大阪にやはり強力な大阪全体を引っ張っていく役所が絶対に必要だという問題意識に至ったので、今回いわゆる大阪都構想というものを提案させてもらいました。反対派の人たちは、今のままで大阪府庁と大阪市役所で話し合いをすればいいということを言われています。そして、問題意識の3つ目です。

これは今の大阪市内に住民の皆さんの声をしっかり汲み取る役所をもう1回ちゃんと作り直さないといけないという問題意識です。これは、皆さんは、今まで120何年、この大阪市役所という中で、大阪市役所の行政で慣れ親しんでいますから、区長を選挙で選ぶということ、あまりそこをピンとこないと思います。そして、今の区長も非常にしっかり仕事をやって来て、大阪市役所の中でも優秀な職員ですから、皆さんの声を聞いてしっかり仕事をやってきているので、皆さんはあまり不満がないかも分かりません。

ただ、僕はやはりこれは、まだまだやはりこの役所の仕組みを変えないと、住民の皆さんの声をしっかり汲み取れているような、汲み取ることができるような役所になってないと僕は感じています。

その問題意識なのですが、まず、パネルの方で首長の数。こちらを見ていただきたいのですけれども、人口267万人。大阪市が人口267万人ですが、だいたい同じ数だけの人口、広島県、京都府の人口と同じなのです。大阪市の人口というのは。そして、260万人規模の人口を擁するまちでは、どういう形で住民の皆さんの声を汲み取っているかということ、これが京都、そして広島県、ほぼ大阪市と同じ人口です。見てください。この人形みたいなのが選挙で選ばれる行政のトップの数です。選挙で選ばれる行政のトップ、役所のトップです。市町村長の数です。人口263万人の京都府においては、15人の市長と10人の町長、1人の村長、計26人の市町村長が選挙で選ばれている。そして、263万人の声をすくう。263万人の声を聞く。そういう今、仕組みになっています。26人、選挙で選ばれる長がいます。行政のトップがいます。広島県の方も人口285万人ですが、14人の市長、9人の町長、合わせて23人の市長、町長です。23人。選挙で選ばれるこういう行政のトップがいる。そして皆さんの声を汲み上げていく、こういう仕組みになっています。

ところが大阪市の場合には、人口267万人で選挙で選ばれる行政のトップは役所のトップは大阪市長1人だけです。僕だけなんです。そうしたら区長はどうなのと皆さんは思われるかも分かりません。区民の皆さんの声を聞いてしっかり仕事はやって来ていますけれども、しかし、選挙で選ばれていませんので、最終決定権は区長にありません。区長はあくまでも僕の部下です。市長の部下です。公務員です。ですから、最後は僕の職務命令

に従わなければいけないということなのです。

本当にそれでいいのかというのが僕の問題意識です。区長こそが、奥野区長こそが、城東区民のことをいちばんよく知っている。僕なんかよりもよく知っているはず。にもかかわらず、区長が最終決定権を持たないというのは、それはやはり仕組みとしておかしいのではないかとというのが僕の問題意識です。今、区長の方で物事が決められるようにいろいろ仕組みを変えてきましたけれども、やはり限界がある。最後の決定ができない。役所の最後の決定ができない。これは非常に僕は問題だと思っています。

と言いますのも、例えば、図書館。これは図書館の数なのですが、大阪市は中央図書館が1つありますけれども、図書館は1区1館です。もう機械的に1区1館となっています。城東区が16万5,000の人口でも図書館は1館です。5万人の人口の福島区でも1館です。え、人口違うのに。これはもう、僕は大阪市長をやってよく分かりましたけれども、各区ごとで多い少ないをやったらもう収集つきません。何であそこの区だけ2つあるのだ、3つなのだ、何でこっちは1つなのだ、もう収集がつかないのです。だから、もう1区1館ということにしています。

ところが、東京の場合にはそれぞれの区で、これは区。まさに特別区。今回僕が提案した大阪市が提案している特別区設置。いわゆる大阪都構想が目指している特別区、大阪市内にもこういう特別区を5つ作ろうというふうに言っていますが、各特別区の区長が、今の奥野と違って、選挙で選ばれていますので、みんな自分たちで決められるのです。だから数も自由です。もう住民の皆さんに決めてもらう。自分の責任のもとで。ですが、特別区になったら増えるというわけではないです。後で説明しますが、特別区になったら単純に増えていくだけではありません。お金の制限がありますから、単純に増えはしませんが、ただ、自分たちで決められるんです。でも、大阪市の場合には1区1館ということになっています。実際、東京都民1人あたりの図書館の図書数が2.9冊。大阪市民の1人あたりの図書館の図書数が1.4冊。非常に大阪市、東京と比べて本の少ないまちということになっています。じゃあ、増やせよと、橋下増やせよと、そういうのは皆さん思われるかも分かりません。僕も増やしたいのです。ただ、今、淀川区の方に指示を出して考えてくれということを行っているのですが、もし淀川区で2館目を造ってしまうと、たぶん全区で一律で2館造らないといけないと。だから、今24区ありますけど、48館一気にってしまうんです。淀川区だけ2館にする、あとは1館でというのはこれはなかなかできない、市長1人では調整がなかなか難しいという状況。ところが、特別区は特別区で自分のエリア内、何館にするかは自由に決められるという状況です。

次、プール。スポーツセンターとか温水プールももう大阪市の場合には1区1館と決めています。もう大阪市内に1区1館。ところが、東京の場合には、当然それぞれの区で自分たちで数を決めていくと、自分たちの責任で決めていくと。こういう形で僕はやはり、これから大阪市内でそれぞれのエリアで自分たちが決めていってほしいなど。自分たちで決めていこうと思えば、最終決定権を持った区長にしなければいけないので、選挙で

選ばれた区長をとにかく大阪市内に置かなければいけないと、そういう思いを強くしております。

また、教育の問題なんかで、見てもらいたいのですが、29番で、これは体罰の問題です。これは24年でどーんと増えていますが、そういうところが落ち着いた状況ではありません。25年度、こちらがいじめの案件ですが、これは落ち着いておりません。これはなんとか大阪市教育委員会として、これをしっかりやるようにということを常に教育委員会で協議はしていますが、僕の問題意識、この住民の皆さんの声をしっかり聞けていないというこの問題意識の中にこれも入るのですが、皆さん、ご存知でしょうか。大阪市は教育委員会が1つしかありません。教育委員会が1つしかないのですが、所管する学校数は小学校・中学校合わせて400校以上です。400校以上です。この400校以上の学校を所管している教育委員会というのは大阪市と横浜市くらいです。普通の市町村はだいたい10校から多くても40校まで。1つの教育委員会が担当する学校数は。

首長の数、いいですか。こちらを見ていただきたいんですが、これは選挙で選ばれる行政のトップの数と先ほど説明しましたが、実はこれは教育委員会の数でもあるんです。京都府には26市町村、それぞれの教育委員会が26個もある。それで、学校を担当している。広島県の場合には23の教育委員会があって、それでそれぞれの学校を担当している。ところが、大阪市の場合には、1つの教育委員会で400校を超える学校を担当している。僕はこれは無理だと思っています。もう今までできるできると言ってきたのでしょけれども、教育委員会の幹部とも議論をして、「もう無理でしょうと言ってください。もうはっきり言ってください」と言ったら「無理です」と言っていました。無理なのだったら変えないといけないと僕は思っています。

特別区を設置しますと、5つの特別区が大阪市内にできますので、それぞれに教育委員会が置かれます。少なくとも、5つの教育委員会が大阪市内に誕生する。そこに住民の皆さんの声を反映しながら、また教育委員会はしっかり学校現場を見ながら、今よりもしっかり目の行き届いた教育ができるのではないかとというのが僕の考えです。

それから次、児童相談所。児童虐待。これは児童虐待の数なんですが、大阪市は児童虐待がもう本当、数が減りません。これも一生懸命力を入れているのですが、大阪市の場合には児童相談所、1つしかありませんでした。足りないということでやっと僕は今回予算をつけて児童相談所を平野区の方にもう1つ増やしました。2つに増やしました。それでも足りないと思います。特別区設置になりますと、児童相談所は5つに増えます。5つになります。これでしっかりと目を光らせた対応ができるのではないかとと思っています。

数の問題だったら今、お前が増やせと、橋下増やしたらいいではないかと言われるかも分かりませんが、数だけが問題ではないんです。児童相談所をいくら増やしても、そのいろいろな案件について最初にいろいろ問題が出たときに、選挙で選ばれた長が最終決定をしていく。これは非常に重要なんです。行政の各組織に対して、指示、最後決定をして指揮命令をできるのは行政のトップだけです。今、区長が児童虐待の対応をまず一時的には

対応をしてくれていますけれども何か問題があったときに行政の各局の方に全部指示を出せるかといったらそうはなりません。そこは調整とか協議とか、そして局と何か意見が分かれた場合には、最後は市長室に来てもらうと。そして、僕が決定をするということをやります。これは非常に僕は仕組みとしてはおかしいなあとと思っています。区長が児童虐待のことをいちばん分かっているはず。僕なんかよりも分かっているはず。そうであればいろいろな問題点を気づけば区長自らが関係各局に指示を出して、まさに僕が淀屋橋、大阪市役所で幹部を何かあればすぐ呼んでバツと幹部会議を開いて話を聞いて、こうだあだということで決定する。そんなことを全部淀屋橋でやるよりも、皆さんのお近くのところに特別区を作って選挙で選ばれた区長がこういう児童虐待の問題とかそういうものはテキパキと指示を出していく。僕はそういうやり方をこれからやっていかななくてはいけないのではないかと考えております。

パンフレット 18 ページの右側なのですけれども、今の区役所はこちらです。今、城東区長ここにいますが、区役所にこういう組織があっていわゆる住民票の窓口とかいろいろなことをやっています。区長はここに指示・命令を出せるわけです。でも、今度特別区になって特別区長になるとズラッとこういう組織が区長のもとに置かれるわけです。今、大阪市役所というのは大阪市長がいて、ズラッと関係各局がいて、僕が関係各局に指示を出しながら役所を動かしていくと。ここが、大阪市長なのですが、その大阪市長もそんなの淀屋橋に大阪市長はいらないともう区長がトップでついたらいいのではないかとというのが特別区の発想です。選挙で選ばれた区長が行政各局に指示を出していく。もちろん児童相談所も特別区長のもとに置くということ。それを狙っているのがこの大阪都構想です。

それからもう一つ、学校統廃合問題でこれは住民の皆さんとのコミュニケーションというところなのですが、パネル。大阪の小学校は今、子供の数が少なくなってきているのです。教育的な観点から言うと、1 学年 2 クラス以上はどうしても必要なんです。クラス替えができなかったり、それから体育祭のことを考えたりすると、1 学年 2 クラス以下というのは非常に教育環境が良くないんです。そういう基準で見たときに、学校を統廃合しなければいけないという数は大阪市内に 83 校あります。83 校もあるんです。そうしないと、子供たちのために良くない。

でも、学校統廃合というのはなかなか保護者の皆さん、地域の皆さんにご理解いただけない状況です。当たり前です。これは一方的にこちらを進めません。やはり自分が卒業した学校、自分の子供を通わせた学校が統廃合になる、なくなるとか、別の学校と一緒になるというのは非常に感情的にそれは待ってくれという声が強いです。でも、子供たちのことを考えたら、それはやらないといけないのです。1 学年、2 クラス以上の学校を造っていかないといけない。そのときに住民の皆さんに説明をさせてもらう話をして納得してもらうときに、今は区長に担当してもらっています。

が、やはりここは、僕は選挙で選ばれた長が最後に出て行かないと解決できない問題が多いなあとというふうに思っています。住民の皆さんのいろいろな意見が出てきたときに選

挙で選ばれた長だと最後はやはりこれは選挙で選ばれて最後わたしの判断にしたがってくださいと、これが多数の意見だと思えますというようなことも言えるのですけれども、選挙で選ばれていない区長だとそれがなかなか言えない。ましてや、どうしても住民の皆さんの合意が取れない場合には、最後、選挙で決着するという方法もあるんです。能勢でしたか。能勢の方で学校統廃合が住民真っ二つに賛成、反対が分かれました。その町長は町長選挙でそれを選挙の争点にしまして、最後、能勢の皆さんが1票として決めたのです。そういう決着の仕方があるんです。

ところが今、大阪市内では、大阪市長選挙しかありませんので、城東区内の学校の統廃合を大阪市長選挙の争点にするなんていうのはこれはもう不可能です。北区民の皆さん、東淀川区民の皆さん、淀川区民の皆さんは別に城東区内のこと、そんなの知らないよというふうになってしまいます。ですから大阪市内260万人、これだけ大きな大都市を一括りにするのではなくて、少なくとも5つのエリアに分けて、5つのエリア内のことは住民の皆さんに決めてもらいながら選挙で選ばれた区長も住民の皆さんの中に入って話をしながら、どうしても最後決められない場合には、その地域の中で区長選挙で最後決めてもらうと、そういう僕は新しい大阪市内のこの役所の仕組み、まさに住民の皆さんの声を聞く。声を聞くというのは話だけではありません。最後は選挙で方向性を決めてもらうという、そういうやり方を今後取っていかねばいけいけいではないのかなあというふうに考えています。

これが問題意識の3つ目です。要するに、大阪市内では一括りにして、城東区も西淀川区も此花区も住之江区も全部一緒くたにして、一律のルールで、一律の考え方で、大阪市役所は行政をやっていますけれども、そういう時代ではないでしょうと。それぞれの地域で、それぞれの特色がある。さっき大都市局が説明をしました。特別区5つのエリア、この5つのエリアにも、それぞれの特色があります。商業地が多い、住宅街だ、また子育て年齢層が多い、高齢者の方が多い、生活保護世帯が多い、もう5つの地域で本当にそれぞれ特色があるんです。地域の実状が違います。それを大阪市長が一人で、大阪市役所が一律に物事を決めていく。それが本当にいいのか。

そして、最後。住民の皆さんの意見がいろいろな意見がぶつかったときには、やはりこれは最後選挙で選んでいかなければいけない。今、大阪市長選挙しかない。大阪市長候補が、いや、大阪市はこうしますよ、大阪市をこういう方向に持っていきます。いろいろな候補者が立って最後皆さんが1票を投じるんですが、それは大阪市という一つの固まりでの選挙です。そんな大きいことでいいのかと。もう少し5つのエリアくらいに分かれて、皆さんがお住まいのところは今度東区になりますけれども、パンフレットの区割りのところで8ページ。

もう8ページは見ていただかなくても、この表紙を見ていただいてもいいですね。8ページへいきましょうか。8ページ。せめて大阪市内に5つくらいの中で、それぞれ選挙で選ばれた区長を置いて、皆さんがこのエリア内でどういうまちづくりをしていくのかを決

めていく。いわゆる多種多様なそういう大阪市内というものを目指していくべきではないかというところが、問題意識の3つ目です。これからの時代、いろいろな役所が皆さんにサービスをいろいろ提供することも、右肩上がりであれをやります、これをやりますをずっとと言える時代ではなくなります。

ただ、必要なものは増やさないといけないです。先ほど言いました大阪市内、図書館が少ないわけです。したら、図書館を増やしていきたいということになると、何かを今度、我慢してもらわないといけない。何かを我慢しないといけない。この何かを増やして何かを我慢するというこの調整がこれからの役所の重要な役割になってきます。もちろん、僕のいろいろな政策で皆さんにご不便をおかけした政策はあるかと思います。見直しをやった政策があるかも分かりません。でも、それは何かを増やすために子供教育予算なんていうのをドーンと増やしたんですけれども、それを増やすために何かを我慢してもらったこともあります。

しかし、これを大阪市内でやろうと思うと、必要なものと我慢してもいいもの、これが住民の皆さんの意見がもう錯綜して、一体何が重要で何を我慢してもらっていいのか、もう分からなくなります。正直、もう大阪市内というのは分かりません。そうであれば、5つのエリアでしっかりと地域ごとに選挙で選ばれた区長をそれぞれ置いて、そのエリア内で必要なものと我慢するもの、住民の皆さんが考えてもらって、最後は区長候補者がそれぞれ出てきて、うちのこの地域は、例えば湾岸区はこういうことを重視していきます。でも、ちょっとこれは我慢してくださいねとか。いや、うちの東区はこういうことを重視していきます。それは5つのエリアでそれぞれ別々のものであっていいと思うんです。それを差というのか、特色にあわせた住民の皆さんの決定というのか、ここが考え方の違いです。

大阪都構想反対派の人たちは、そういう各区でいろいろな違いが出ることを格差だと言います。差だと言います。差と言います。大阪都構想をやっていくべきだという考え方は、いや、それは差ではない。特色にあわせた多種多様なある意味地域の特色なんだと。ここはもう考え方の違いです。大阪市を、全体を一律にするのか。それぞれの地域で考えてもらうのか。格差というものはお金のあなしというものが格差だと思っています。

これは大都市局の説明でありましたが、パンフレットの19ページのお金はしっかりと皆さんのところにこの今の大阪市が提供しているサービス、これで使ってるお金はきちっと各特別区に確保されますので、そのお金の差はありません。ただ、お金の差がないので、あるお金の中でどう使うかを5つの地域で決めてもらう。これを差というのか、特色だというのか。それはいろいろな評価の仕方があるかと思いますが、お金自体はそれぞれの各区で格差はないようにしております。お金自体の格差はありません。あとはその地域ごとに特色を出すのかどうなのかということです。

これはだいたいの概略でありまして、大阪都構想についての問題意識は二重行政を止める。それから、税金の無駄遣いを止める。大阪全体の発展を引っ張っていく役所を造っていかないといけない。それから住民の皆さんの声をこれから選挙で選ばれた区長を通じて

しっかりと汲み取っていく。新しい本当に大阪の役所を一から造っていこうというのが今回の大阪都構想の提案です。

ただ、そういう問題意識があったとしても、そこまでやる必要はないじゃないのと。今の大阪市役所と大阪府庁でもう話し合いをすればなんとかなるんだし、区長に頑張ってくれば住民の声はもっと聞いてくれるでしょうという考え方の人はこの大阪都構想、役所を造り直すところまでは必要ない、反対という考え方になるでしょう。一から役所を造り直して変えていくのか、ないしは今のままで何とかやっていけるというふうに考えるのか。ここで、賛成、反対が分かれるポイントだと思っています。

今の区長にはできる限りの僕は決定権を与えているつもりなので、これ以上、この決定権を増やすことは今の大阪市の区長ではできないというふうに僕は考えております。ですから、今の区長以上に選挙で選ばれた区長でより先ほど言いました5つの地域で特色を出していくのか。それともやはり今の区長の状況でいいのか。このあたりが賛成、反対の考え方の分かれ道になるのかなあとと思っています。そして、お金のところはもう一度26ページなのですが、今大阪市が提供している様々なサービス、これをやっているお金はきちんと確保します。これはもう、大阪府議会、大阪市議会で、議会で議決をされた資料でそうなっていますので、いろいろな反対派の人たちがいくら何て言おうとも、大阪市で今提供しているサービスのお金はきちんと確保する。それはそういう仕組みになっています。

さらに、それにとどまらず、きちんと二重行政というものがなくなり、税金の無駄遣いもなくなり、改革もきちんと進んでいけば、それぞれの特別区のお金は、使えるお金は増えていくということもこういう形で計算の結果が出ております。

反対派の人たちは680億とか650億円、大阪都構想をやるのにお金がかかり、無駄だ、無駄だということを言われています。反対派の人たちの考え方の資料はお手元に一枚物としてお配りしております。お手元に賛成、反対派の意見をそれぞれ載せております。反対派の人たちは、大阪都構想になると住民サービスが低下する、低下すると言っていますが、繰り返し言いますが、大阪府議会、大阪市議会できちんと議決をされた協定書の中でサービスは低下させないということをしっかり明記をしております。それから、お金の面についても最初の650億とかその経費、これはコンピューターを替えたりとか、役所の整備、この費用で600何十億というお金がかかるということになってはいますが、そのお金をかけたとしても、きちんとその後使えるお金はきちんと増えていくという数字になっています。

そして、パネルの2ページ。これまでの様々な事業の失敗の額、こういう額も見ていただいたうえで最初にかかる600億円というものが、それが無駄遣いなのか、高いのか、それくらいかける価値があるのか。よくこういう数字も見てご判断いただきたいなど。

2ページ目。大阪府庁。こういう数字を見ていただいて、その役所の作り替えのための最初の600億円というものがどういうふうなお金なのかということもよく考えていただきたいなあと考えております。

それから、サービスが低下するというので、職員、専門職、特別区になると専門職という職員が少なくなるのではないかという意見もありますが、それはパンフレットの17ページ。職員体制はしっかりと確保するというのも今回の特別区設置、大阪都構想の協定書の中ではしっかりと職員体制は確保しますよということもなっております。

もう一度お金のところなのですが、19ページ。また、こういうことも言われています。皆さんの市民の税金が大阪府に奪われる、奪われるということもよく言われておりますが、それはこういうことです。

皆さんの税金の一部が、一部がですね、まずは特別区の方にそのままいく税金もありますが、一部は1回大阪府の会計に入ります。しかし、それは大阪府の会計に入った後、各特別区に公平に配分します。なぜ大阪府の会計に入れるかと言いますと、各5つの特別区で税金が多く集まるところとそうでないところ、差があります。やはり梅田、なんば、そういうところは税金がよく集まる。しかし、それを公平に、先ほども言いました。各区が公平にお金を確保できるように公平に配分するために一旦大阪府の会計に入れた上で各区に公平に配分をします。そのために一旦大阪府の財布に入れますが、そのことを持って大阪府に税金を奪われたと言う方もいらっしゃいます。

そもそも大阪府というのは、皆さん大阪市民でもあり、大阪府民でもあるので、皆さんの代表でもある府議会、府知事がいるわけですから、だからそこを奪われたというのはそもそもおかしいなあとは思いますが、ただ、お金は一旦大阪府の会計に入りますが、その後配分はされます。これは日本の税金の仕組みを考えてもらってもお分かりのとおり、日本の税金は東京、名古屋、大阪でほぼ集まるのですけれども、東京、名古屋、大阪で独占するわけにはいきません。一旦国が集めて、全国の47都道府県に配分する。それと同じ仕組みをやっております。取られるということはありません。

そして、27、28ページ。皆さんのお住まいの東区はどういうお金の状況になるのか。東区の方もしっかり今のサービスを継続しながらきちっと特別区、これが設置されても使えるお金はこのように増えてくるという推計結果が出ています。ですから、この使えるお金、増えてくるお金を選挙で選ばれた区長がその使い道を皆さんと会話をしながら、また選挙で決めながらこの東区で使えるお金は各区長で判断、各区長の判断のもとでどういう使い方をしていくのか。住民サービスを広げたり、もっと新しいことをやったりと、そういうことに使っていくことができます。

Q&Aのところ、後で読んでおいてくださいと言った31ページのところからなのですが、特別区になっても住民サービスは下がりにません。先ほどお話ししたとおり、きちっとお金は確保します。特別区になって税金や水道料金は高くなりません。これまでの地域のコミュニティ、地域の行事、なくなりません。今ある区役所もなくなりません。運転免許証や国民保険証などの住所変更の手続き、これもないように市町村合併なんかではそういう負担、住民の皆さんの負担がないようにしていますので、そのような形で対応していきたいと思っております。

住民の皆さんの意思決定の仕組みでもう1つ考えていただきたいのは、今回、地域振興会という一部の人が大阪都構想反対ということを決めて、そしてそういう形で運動するということを決められたそうです。僕は町内会の皆さんには本当に日々、大阪市政に協力をさせていただいて非常にありがたく思っています。

ただ、大阪市の物事の決め方というのはこういうところも問題があるのかなあ。今まで選挙で選ばれた市長が一人しかおりません。ですから、ある意味地域の皆さんの声は区長に任せていた。区長に地域の皆さんとのコミュニケーションは任せる。これが大阪市役所の行政のやり方だったんです。区長は政治家ではありませんから、住民の皆さんと飲食することとかそういうことができません。政治活動ができない。そうするとどうやって住民の皆さんの声を幅広く聞くのか。そうすると地元の一部の有力者の声に頼らざるを得ないということにならざるを得ません。

僕は大阪市長になって非常に疑問に思ったのが、地元の声として必ずあがってくるのは一部地域の有力者、同じ名前、その方の名前だけで物事を決めていいのということにまず問題意識を持ちました。町内会の皆さんには日々の活動には本当にありがたく思っていますが、町内会の中にも今回の大阪都構想についての賛否、いろいろな考え方はあると思います。

もし、これで、大阪都構想反対なんていうことを町内会で決める。もう、これ大阪市の町内会を束ねている大阪市地域振興会がどうも決定したらしくて、これから回覧板等で皆さんのところへ回ってくるらしいですけども、もしこんなことをやれば町内会にも参加しないよと言う人たちも出てくるかも分かりません。僕は非常にこれは問題だと思っています。僕は町内会の人たちが別に維新を応援してくれとか、僕を応援してくれ、そういうことは一切言うつもりはありません。どなたを応援してくれとも。もちろん、僕と考え方がまったく違う人たちが町内会の中に入ってくる。それは当たり前です。そういうところへもしっかり補助金を出しながらサポートはしていきたいと思うんですけども、それは前提としてどんな政治的な考え方の人でも、地域の皆さんはみんな集まって、そういう選挙とか政治というところは越えて地域を良くするために集まってくれる。そういう町内会にならないと、僕はやはり大阪市のこの物事の進め方は歪んでしまうなあというふうに思っています。

今、もう本当に残念なのですけれども、一部の町内会の役員、皆さんがよく話している方がどうか知りませんが、大阪市の地域振興会というものがあって、そこで決めたことがずっと皆様のところを下りてくる。あとは皆さんのご判断ですからそれは僕がとやかく言うことではありませんが、本当にそういうことでもいいのか。そういうことで町内会の、今、どんどん加入率が下がってきているわけです。やはり町内会とか地域団体というものは政治色というものは抜かして、どういう人でもみんな集まって地域のために頑張る。そこに大阪市役所も積極的に公金、まさに補助金、どんな考え方の人たちもみんな参加しているから、補助金を出していく。

そして、できる限り一部の人の声だけではなくて、多くの声を聞くようなそういう新しい役所にしていくためには、やはりこれは選挙で選ばれた区長、大阪市内 5 人くらいにおいて、僕は政治家ですから、一部の人の声だけではなくて、いろいろな人の声を聞くようには、いろいろな活動ができるのですけれども、今の区長はそれができないので、どうしても 24 人の区長、一部のそういう人たちの声だけでこれが地元の声です、これで決定です、その人が反対したら反対、その人が賛成すれば賛成、そういう大阪市役所の物事の決め方には非常に疑問を持っている。これが今回の大阪都構想の提案の 3 つ目の問題意識のところの一部でもありまして、ぜひそこは皆さんによく考えていただきたいなと本当にそういう町内会、そういう地域団体でいいのかというところも考えていただきたいなと思っております。以上です。

(司会)

以上で説明を終了いたしました。それでは、これより会場からのご質問を受けていきたいというふうに考えておりますが、ご質問のある方はその場で手を挙げていただきまして、わたしが指名させていただきますので、その後、その方の座席のところまで担当がマイクをお持ちいたします。

この説明会はインターネット中継されておりますので、必ずそのマイクを通して質問していただきますようお願いいたします。なお、本日の質疑内容は後日全てホームページで議事録として公開されますので、よろしく申し上げます。

本日は多くの方にご出席いただいておりますので、時間が限られておりますけれども、できるだけ多くの方々にご質問をしていただきたいというふうに考えておりますので、ご質問は簡潔をお願いいたします。時間がまいりましたら質疑を…。

(橋下市長)

すみません。今の話もさっぱり分からなかったという人、正直に手を挙げていただけますか。そうですか。すみません。まだ、ほとんどよく分からないという人はどのくらいいらっしゃるでしょうか。分かりました。また質問をいただきます。

(司会)

なお、この会場での質問以外にも、区役所や市役所の大都市局に文書等で質問をいただきましたら、後日、回答方法を検討したうえで回答させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。すみません。それではご質問のある方、挙手をお願いいたします。では、真ん中のシャツの方。

(質問者 1)

どうも、はじめまして。お世話になってます。

(橋下市長)

いえいえ、こちらこそ。

(質問者1)

簡潔に言いますと、本当に私は14年も前からこの二重行政の解消をしないとイケないなあと思っていたので、賛成側の人間なのですけども。本当に簡潔に言いますと、もっと緊縮が必要ではないかと。

(橋下市長)

ごめんなさい。

(質問者1)

緊縮。

(橋下市長)

はい。

(質問者1)

職員の移管のところ、あくまでイメージですけども、7万7,100が、平成29年に7万7,300。このイメージで平成45年でやっとなら行革が進んで7万5,600というふうになっていきますけれども、正直なこんなちょっとしか減らせないのかという。もっと行政改革、スリム化してもらわないと本当に。市長がおっしゃったように特別区は負担が減るというふうなので、だったら人数も削減できるはずですし。結局、一から作り直そう、大阪全体の発展ということで、要するにリストラクチャーするわけなので、思い切ってここは規模を小さくしていただきたい。それが本当の市民、大阪の人間にとってのサービスになるかも。

(橋下市長)

いや、ありがとうございます。そういう意見、多くあると思います。今回、僕が問題にしている二重行政をなくす。大阪全体の経済活性化、そして住民の皆さんの声をとにかく汲み取っていく。こういうところを、これに価値を見出してもらえるかどうかなんですけれども、職員の人数というのももちろん大きな問題です。

まず一点は、公務員は簡単にパーっと首を切るようなことはできません。法律上できないのです。ですから、もし今のまま放っておいたら、今回示させてもらったこういう改革などはやはりなかなかできないです。

もう1つは、大阪府は実は、大阪府のことだけを良く言うつもりはありませんけれども、

大阪府、相当今、人数削減をやってきまして、全国の都道府県から見るとかなり効率化した人数の少ない役所になっているのです。これは人数すごく多いように見えていますけれども、これは学校の教職員が入っているのです。入っていますよね。7万に。入っていますよね。学校の教職員とかも入っているのです。だからそうではない大阪府庁の事務職でいうと1万ちょっとくらいで、1万なんぼくらい？ 8,100か。8,100ですね。8,100人で、これは結構スリム化になっています。まだ、足りない、もっと改革をやれと言われたら、また見ますけども、かなりそこはやりました。大阪市の方も、よく大阪市、皆さん職員多い、多いと言われるではないですか。全体数は多いのです。やはり多いのです。でも、事務職が少ないんです。なにかと言うと、さっきも言った教育委員会とか児童相談所にしても、そういう本当必要な職員のところが非常に足りなくて、そうではないところに職員が多いというものがあるのです。個別名は出せませんが、個別ではなかなか言えませんが、民間でやればいいのではないのというところまで公務員でやっている。そこがすごく多いんです。

これを変えていきます。民間でやっていったらできる。ほかの都市でもみんな、民間でやっている仕事を公務員で大阪市が全部やってしまっている。これ人件費を全部皆さんが払っているわけですから、これを変えていきます。

ただ、それから改革が遅いと言われて申し訳ないのですが、法律上すぐ首にできないところがあるので、時間をかけながら。だから、こういうところを目指して、今のままだったらなかなかそれもできないと。とりあえず改革のところでご理解いただけたらなあと思います。ただ、ご意見は頂戴しましたので、また一步でも二歩でも踏み出すように頑張っていきたいと思います。

(司会)

すみません。次の方お願いします。

(橋下市長)

今日、質問全部答えられないと思いますが、先ほど説明あったかと思います。用紙に書いていただければ回答を出しますので、すみません。全部には答えられないと思いますので。

(質問者2)

さっきの収集の問題です。いちばんシンプルかもしれないのですけれども、ごみ収集車を民営化にすると良くなるのか。ということは、市職員を辞めさせて民間にやって、そこで仕事させて、利益を上げて...失職する人、就職する人、首にするとか、市職員を切れないとか、不思議に思って、よければ教えて下さい。

(橋下市長)

いや、ものすごくリアルな質疑でありありがとうございます。ちょっとさっきご質問者の方とも同じような質問になる。これ、重要なことで、はっきり言いまして、例えばごみ収集事業はこれは他都市では民間業者がやっているところがほとんどです。公務員でそのまま全部やっているというのはもう、公務員でやっている率をもっとも高いのが大阪市です。これは今、役所の方できちんと計算をしますと、民間業者に任せますと年間で79億円、税金が節約できるというようなそういう計算結果も出ています。

この場合に、今やっている職員を首にするのかといたら違うのです。ちゃんと職を守ってあげるので、民間の会社に移ってもらうと。だから、失職、仕事をなくすということではなくて、公務員という身分ではなくて民間人としてやってくれたらと思うんですけれども、これがなかなかやはり今、議会の方で了承を得られなくて進んでいないというところなのです。

地下鉄もそうです。地下鉄も公務員で今やっています。大阪市の地下鉄。でも、これは僕はいろいろ議会へ提案させてもらったのは、もう民間会社にしたらいいじゃないの。公務員じゃなくて。そうすると、試算で年間で165億ぐらいだったですかね。A B項目で。ちょっとだから数字はアレですが。年間でもう確実に2ケタ多くのそういういろいろな効果が出てくるというのも資料に出てきていますけれども。

結局、仕事をなくすのではなくて、民間人になってくださいよということなのですからけれども、それがなかなか今議会ですべて了承を得られないということなのです。それが進めば、今、言っていたこの改革、どんどん進んでいくんですけれどもね。

165億。地下鉄が公務員じゃなくて、近鉄や阪急や南海になれば、年間で165億です。これだけお金の節約ができるのだったら、やったらいいじゃないのということで、もう民営化ということでずっと議会に出していたんですけれども、この1年、2年。それぞれダメで最後否決になってしまいました。

(司会)

すみません。予定時刻にはなってきたのですが、まだたくさんの方からご質問いただきたいと思いますのですが、申し訳ありません。あとお一人ということでよろしく願います。

(司会)

そうしたらこちらの。

(質問者3)

この会の運営なんですけれども、最初司会の方、どういう言われたか僕聞き逃したけれども、初日の説明会では、大都市局の説明30分、市長説明40分、質疑40分だったはずで

す。

(橋下市長)

それ、変えました。もう…。

(質問者3)

いや、もう、会場からの質問を受け付けない、聞かないということですか。

(橋下市長)

ですから、時間が足りなければ、紙できちんと…。

(質問者3)

市長、今日70分もしゃべっているのですよ。

(橋下市長)

やはり最初に聞かせてもらったらまだ分からないという人がいましたので、きちっと説明させていただきました。

(質問者3)

いや、あなたの話は何回聞いても分かりませんよ。

(橋下市長)

いや、もう、だから分かってもらっている方もいらっしゃいますので。

(質問者3)

いや、もう、そんなこと言うても始まらないので、言わせてもらいます。この説明会は大阪市がやっているやつですよ。

(橋下市長)

そうです。

(質問者3)

間違っても橋下さんの演説会ではないですよ。

(橋下市長)

違います。ただ、提案理由は説明させていただきます。

(質問者 3)

いや、それで、市長が言われるのは、わたしの問題意識を聞いてほしい。

(橋下市長)

僕が提案者ですから。

(質問者 3)

提案者があなたか知らないけれども。わたしの問題意識を聞いてほしい。これがあなたの、言うたら、個人演説会。内容は。

(橋下市長)

それをやるために市長選挙出ましたので。

(質問者 3)

それをやると、これをやっちゃうと、立場のね、地位の利用に当たるでしょう。

(橋下市長)

いや、なりません。だから、違います、違います。

(質問者 3)

公職選挙法に抵触しますやんか。

(橋下市長)

なりません。

(質問者 3)

しかもね。そういうふうな一方的な、都構想の一方的な宣伝ばかりやってて…。これはそもそもこの会場、公的施設を使ってやっちゃいけないでしょう。

(橋下市長)

先に説明させてもらいますが。法的に市長として選挙で当選して提案者になりました。提案者としてきちっとこれは法に則って説明をさせてもらっています。

(質問者 3)

こういうふうな一方的なええことばかり言うて、そんなの説明会でも何でもありませんよ。

(橋下市長)

すみません。反対派にも来てくださいということは言ったんですけどもね。

(質問者3)

市民の十分な理解を得て。これを。

(司会)

質問をまず言っていただけですか。

(質問者3)

冷静に判断をするならば、メリットもデメリットもちゃんと正確に言って、それでもって市民の正当な住民投票によって確立するものじゃないですか。あなたみたいな一方的に都構想のええところばかり言って、何でそれが市民や税金を使ってやる説明会なんですか。あなたね、市会でも附帯決議があつて...

(橋下市長)

すみません。いろいろな考え方が、すみません。ちゃんと冷静になってください。冷静に。すみません。

(山口大阪府市大都市局長)

それぞれの考え方もあると思いますんで、いろんな方に発言いただきたいと。

(橋下市長)

皆さん、提案者の理由に納得ができなければ反対にしてください。提案者の理由に納得できなければ反対してください。提案者の理由に、この問題意識、この大阪都構想で解決するため、大阪都構想で解決する目的。本当に今、提案者として僕が言った大阪の問題を解決するためにどうしてもやはりこの方法が必要だということであれば賛成をしてください。ここは申し訳ないですけど、反対者の意見を述べる場ではなくて、今、提案者としての理由と中身を説明してもらいましたから、これで納得できるか納得できないかで判断させていただければと思っています。

(司会)

申し訳ありません。時間となりましたので、これで今日の説明会は終わりたいと思います。すみません。後の質問につきましてはまた後日文書等で提出いただければ対応させていただきますのでよろしくお願いします。時間が、時間になりました本当にすみません。

よろしく願いをいたします。

(会場の声)

もっと質問、賛成も反対も公平にさせていただく時間がやはりないじゃないかということは、みんなそう思ってます。だから、別に反対がいいかというんじゃない。しっかりとみんなが集まったんだから、一方的にしゃべるんじゃなくて質問も短くして、市長も短くしてもらって意見交換ができるようなそういう説明会をこれから何回もあるし、城東も最後にもう1回残っているから、きっちりそういうやり方をさせていただきたい。

(橋下市長)

皆さん、本当にそういうご意見あるんですけども、そもそもこれは大阪都構想をやらなければいけない理由で、大阪市内人数多すぎるのです。僕、これ39回やるんです。ですから、質問をしっかり受けて答えたいところもあります。去年一年間もずっとやってきましたので、またタウンミーティングやりますしね。今回はあくまでも提案者としての理由とそれを解決する大阪の問題というものを解決する方法としてこれがふさわしいかどうかを最後皆さんに判断していただく場なんです。反対派の人に討論するように言ったんですよ。これは市民の皆さんに申し訳ないですけども、自民党、民主党、公明党、共産党の皆さんにもここに来て何がおかしいのだから指摘してくださいと言ったんですけど、来ないので。

(会場の声)

あんた、そう言うだろうと思ってた。公平性というのは反対派が来るだけではないのですよ。例えば、学者とか弁護士とか入れて、そこで客観的な討論をやったらどうですか。

(橋下市長)

ただ、説明する時間は必要なので、ちょっと申し訳ないです。本当にすみません。今日はお忙しい中、本当にありがとうございました。皆様が賛成・反対を決めて頂いて結構です。よろしく願いします。どうもありがとうございました。

(司会)

すみません。次に説明会の終了にあたりまして、お願いとお知らせを申し上げます。

(橋下市長)

どうもすみません。お忙しい中ありがとうございました。

(司会)

本日お配りしました資料はお捨てにならないよう必ずお持ち帰りください。住民投票は5月17日日曜日でございます。大切な1票でございますので、必ず投票してください。住民説明会は他の会場の説明会もユーストリームによるネット中継及び全区役所でも中継しています。もう一度説明を見たい、他の会場の質疑内容をご覧になりたいという方はこちらの方もご利用ください。それでは、本日はこれを持って特別区設置協定書についての住民説明会を終了させていただきます。長時間ありがとうございました。お忘れ物のないよう、お足元周りご確認の上、スタッフの誘導にしたがってご退場いただきますようよろしくお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。